

1 感染症予防策の徹底

(1) 児童への指導

① 感染源を絶つこと

ア) 発熱・咳等の症状がある場合等は、無理をせず登校しないことの徹底
登校前に、体調不良者は欠席し、保護者から学校へ連絡を入れる。(出停扱い)

イ) 健康観察カードの活用

けんこうかんさつカード					
		年 組		番 名前	
8月		体温を記入してください。(℃)		あてはまる症状がある場合はのをつけてください。その他の症状がある場合はその他の欄に記入してください。	
日	曜日	体温	せき	のどの痛み	だるさ
記入例		36.6			
1	日				頭痛がある
2	月				
3	火				
4	水				
5	木				

- 登校前に、毎朝の健康状況を記入し、登校後、教室で担任にカードを提出する。
※記入漏れ、本人・家族で体調の悪い者、忘れた者は、担任に申し出る。

～レベル2⇒家庭で体温測定をしなかった児童は確実に教室で実施。

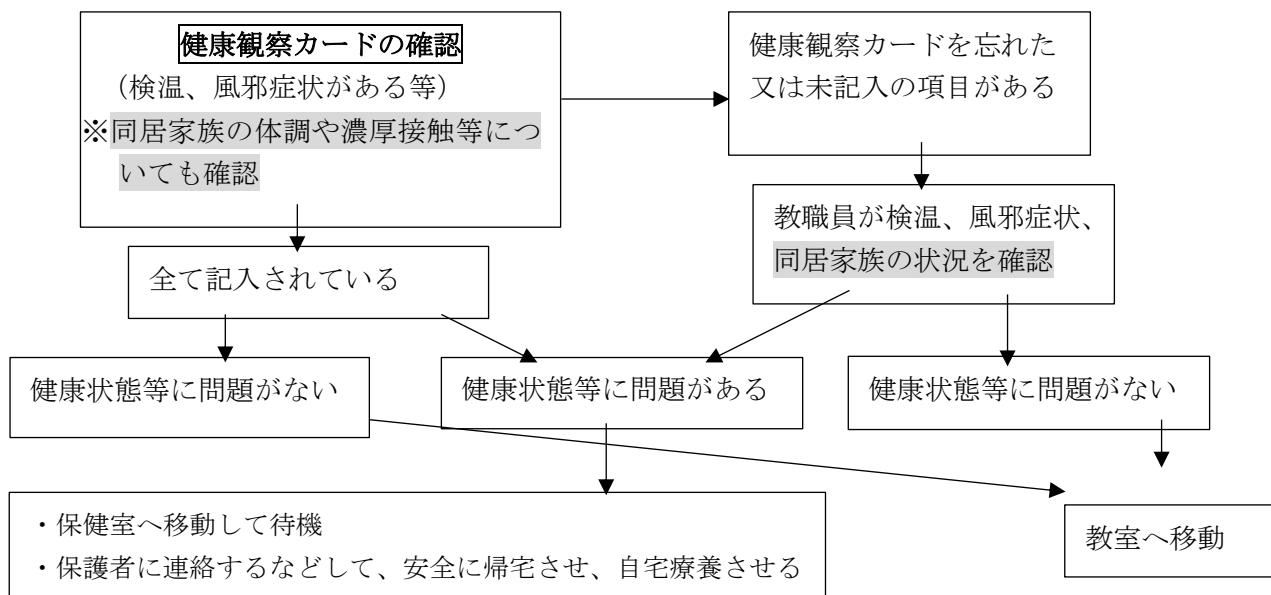
児童玄関に自立型非接触型体温計を設置し検温できるようにする。

～レベル3⇒全児童が玄関の非接触型体温計で検温。

- 学級担任は、児童の健康状況を確認する。
- 家族に濃厚接触者が出た場合は備考欄に記入し、保護者が学校に連絡する。
- 家族がPCR検査を受けた場合も保護者が学校に連絡する。
※その場合は、念のため結果が出るまで、自宅で待機する旨を保護者に促す。

ウ) 登校時に体温チェックをし、体調不良の様子が見られた場合

- 担任は、朝、提出されたカードで心配される様子があった場合、当該児童を保健室に連れていき、非接触型体温計で再検温する。
- 登校時、体温が37.0℃以上の場合、早退とし(自宅待機)、保護者が迎えに来るまで保健室で待たせ、安全に帰宅させる。(教室への再入室をしない。)
- 体温が高くない場合も、顔色が悪いなど体調不良がうかがえる場合は、保健室へ移動し、接触型体温計で再検温するとともに、養護教諭が体調確認したりして、必要時は、早退させる。



保護者が迎えに来るまで保健室での待機とし、迎えを待つ安全に帰宅させる。その際、ケガ等で来室した者は、別室で待機させ、対応する。

② 感染経路を絶つこと

ア) 手洗いの徹底（ウイルス対策の基本）・消毒

・登校後、20分休み、給食前、トイレの後、清掃後、体育の後、用具を共用した後には必ず石鹸を使って手を洗う。（流水で表面の汚れを洗い、ハンドソープで30秒程度すみずみまで洗い、流水で洗い流す。）

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。



手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後	1回	約0.01% (数百個)
流水で15秒すすぐ	2回 繰り返す	約0.0001% (数個)

手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

(厚生労働省 健康被害調査、No.496 2007.2008 2009年)

手洗いの6つのタイミング

<p>外から教室に入るとき</p> 	<p>咳やくしゃみ、鼻をかんだとき</p> 	<p>給食（昼食）の前後</p> 
<p>掃除の後</p> 	<p>トイレの後</p> 	<p>共有のものを触ったとき</p> 

★ポイント

登校時は、外からのウイルス、給食後は自分の顔に触れた手の除菌（人にうつさない）、用具共用後とは、不特定多数の人が触れた用具（体育、音楽、図工、家庭科、理科 などの学習で使う道具、遊具等）を使った後の除菌が目的である。

・レベル3⇒消毒用エタノールを置き、教室へ入る前等に使用する。
(玄関、普通教室、特別教室、職員室、体育館、配膳室前 など)

<飛沫感染予防>

○咳エチケット

- ・咳・くしゃみをする際は、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。

○マスクを着用して学校生活を送る。

- ・マスクを正しく着用する。(鼻や口をおおう。)
- ・マスクを忘れた場合、玄関で学校の使い捨てマスクを貸してもらおう。(後日、新しいものを返す)
- ・予備のマスクを用意しておく。

○ハンカチ・タオルの貸し借りはしない。

- ・ハンカチは、毎日交換し、清潔なものを使用する。

○鼻をかんだりした後のティッシュは、蓋つきのゴミ箱を使用し、

ビニール袋などに入れて捨てる。(レベル3)

○大声を出したり、他の人に不用意に近づいたりしない。



③ 抵抗力を高めること

- ア) 規則正しい生活 (十分な睡眠、バランスの取れた食事適度な運動) を心掛ける
- イ) 喉の乾燥を防ぐために、適時水分摂取をする。その際、水道をなるべく使わないように、水筒を各自持参する。

学校での1日の流れ

時間等		実施する内容	配慮事項
登校前	家庭	<input type="checkbox"/> 健康観察カードに朝の体温や体調を記録する。 <input type="checkbox"/> 持ち物 ・健康観察カード ・ハンカチ ・水筒 ・予備のマスク ・袋	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に 37.0 度以上の発熱、咳等の呼吸器症状、倦怠感等がある場合は、登校させず、自宅で休養させる。 ・同居家族が体調不良の場合も、登校を控え自宅で経過観察する。
登校時	玄関	<input type="checkbox"/> 体温を測る。 <input type="checkbox"/> 体調不良者は別室へ移動する。 <input type="checkbox"/> 体調不良者の健康観察を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・登校時間を分散させたり、登下校時に間を開けて歩くなど指導したりする。 ・玄関が密にならないように配慮する。 ・感染が疑われる場合に早期に対応する。(他の児童と分け、詳しい症状を確認した上で早退させる。)
朝	教室	<input type="checkbox"/> 登校後の手洗い <input type="checkbox"/> 健康観察カードの回収・確認 <input type="checkbox"/> 朝の健康観察 <input type="checkbox"/> 授業開始前に窓・ドアを開けて通し風にする。 <input type="checkbox"/> ハンカチチェックをする。	<ul style="list-style-type: none"> ・窓が一方向しかない場合は、換気扇を使用したり、入口を開放したりして、密閉を防ぐ。欄間は常時開けておく。 ・健康観察の結果を職員室で集約する。
授業中	教室等	<input type="checkbox"/> 廊下側の前後のドア、外側の窓を常時 10 cm 以上開けておく。 <input type="checkbox"/> 必要に応じ 5～10 分程度の換気 <input type="checkbox"/> 体調不良者はすぐに申し出る。 <input type="checkbox"/> 座席の位置や授業形態の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・飛沫や接触による感染を防ぐ環境づくりや環境の工夫をする。 ・体調不良者は別室で対応する。 ・向かい合わないようにし机を離す。 ・発言を要しない授業内容の工夫。
休み時間	教室等	<input type="checkbox"/> 5～10 分程度の全開換気 <input type="checkbox"/> こまめな手洗いの励行 <input type="checkbox"/> 児童生徒同士の不要な接触を防ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> ・活動場所や使用時間を割り振る。 ・複数学年で活動する異学年交流を控える。 ・異学年集団での活動はしない。
体育等	体育館等	<input type="checkbox"/> 開始前に 5～10 分程度の換気 <input type="checkbox"/> 事後の手洗いの励行 <input type="checkbox"/> 必要に応じて共用した場所や器具の消毒をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・飛沫や接触による感染を防ぐ環境づくりや環境の工夫をする。 ・器具をなるべく共有しない。
給食	配膳室・教室	【給食当番】 <input type="checkbox"/> 手洗い、身支度をして、配膳室で健康チェックを受ける。 <input type="checkbox"/> レベル 3 ⇒ 手洗い後、消毒液による手指消毒、配膳台を消毒用エタノールで拭く。 【当番以外】 <input type="checkbox"/> 手洗いをして、盛付が終わるまで席で待つ。 <input type="checkbox"/> 配膳は概ね 1 m 以上あけて並びお盆を持って自分の給食を用意する。	<ul style="list-style-type: none"> ・飛沫感染を防ぐために、自教室で喫食し、前向き・黙食で行う。 ・手を洗った後は、机やいすなどになるべく触らないように指導する。 ・各自がお代わりせず、始めに盛り切るようにする。量の調節は、教職員が行う。 ・喫食後も会話を控える。

清掃 放課後	<input type="checkbox"/> 清掃中は窓を開けて換気する。 <input type="checkbox"/> 無言清掃 <input type="checkbox"/> 事後の手洗いの励行 <input type="checkbox"/> 手すり・ドア・スイッチ、水道栓など多くの人が手で触れる場所を消毒する。	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル3⇒なかよし班での掃除をやめ、校舎内の使用区域を分けたりして、児童の混在を生まないようにする。 ・レベル2⇒児童の同居家族に濃厚接触者の特定があり検査結果未判定の場合は、接触度合い等を踏まえ、必要に応じて学年清掃とする。
-----------	--	---

(2) 児童と同居する保護者などへの依頼

①保護者には確実に家庭での体温、体調等を健康観察カードに記入してもらう。

②欠席等の扱いについて

ア) 体調不良時は、無理をさせず、自宅で休養を取らせる。

イ) 同居する家族等が発熱などの症状がある場合は、児童の登校を見合わせる。

ウ) 同居する家族等が濃厚接触者に特定された場合は、学校へ速やかに連絡する。

(PCR検査等で陰性となるまで、登校を控えるように促す。)

※ア) イ) については、保護者の申し出や状況を踏まえ、出席停止扱いとする。

※息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状がある場合、基礎疾患があり重症化しやすい場合、または、発熱や咳など軽い症状でも感染が懸念される場合は、新潟県新型コロナ受診・相談センターまたは上越保健所に相談するよう依頼する。

③家庭内感染を防ぐ

ア) 家庭においても、こまめな手洗いを心がける。

イ) 同居する人に感染者その疑いがある場合は、生活場所をなるべく分け、接触を避ける。

ウ) ドアノブ、スイッチなどよく触れる場所は、アルコール等を用い消毒する。

エ) 洗濯は、普段どおりでよいが、同居する人の感染やその疑いがある場合は、洗剤をぬるま湯に溶かしたものに5分間以上つけるか、薄めた次亜塩素酸ナトリウム液に30分つけてから、通常の洗濯をする。

オ) 帰宅後は、速やかに着替え、外の汚れを家の中に持ち込ませない。

★登校時の児童・生徒の持ち物

○ハンカチまたはタオル(毎日洗う) ○マスク(予備も)

○健康観察カード

○レベル3⇒水筒、鼻をかんだ後のティッシュを入れる袋(必要な人)

(3) 教職員等の健康管理

教職員や、外部の講師等をお願いする方は、児童と密に接する立場にあることから、適切なタイミング、方法等による手洗い、マスク着用の励行、日ごろから体調管理に努め、職場はもとより職場外でも感染予防の徹底に努める。

感染経路が「不明」である場合も多いことを踏まえ、教職員が学校で感染を広げることがないように、職場外の活動においても、換気が悪く人が密に集まって過ごすような空間や、感染症が多数発生している地域への往来を避ける等、家族、同居者等も同様に認識していただき、十分注意する。

- ① 毎日、出勤前に検温を行い、体調不良がないか確認し、「健康観察カード」に記録する。
 - ・「健康観察カード」は各自が記録し、いつでも、管理職に提出できるようにする。
- ② 発熱とは、37.0 度以上を目安とするとともに、風邪症状を認める場合は、出勤しない。
(特別休暇扱い)
 - ・職場に連絡の上、自宅療養する。
 - ・かかりつけ医に電話連絡し、受診の必要性を判断する。
 - ・症状が消失した日の翌日から 2 日間は出勤しない。
 - ・管理職は職員が欠勤する場合の、校内体制を整えておく。
- ③ 持病がある場合は、かかりつけ医に定期的に受診し、健康管理を行う。
- ④ 以下の症状がみられる場合は、すぐにかかりつけ医または「新潟県新型コロナ受診・相談センター」に相談する。
 - ・発熱 (37.0 度以上)。ただし、症状的には個人差があるため平熱とあわせて判断する。息苦しい (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感) など、普段と異なる強い症状がある。
 - ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、妊娠中、透析治療や免疫抑制や抗がん剤等で治療中の方は軽い症状でも、必ずかかりつけ医または「新潟県新型コロナ受診・相談センター」に相談すること。
- ⑤ 石鹸を使用した手洗いの徹底を図る。
 - ・レベル 3 ⇒ 出勤後、授業の前後、レベル 3・2 ⇒ トイレの後、飲食の前後等
 - ・手洗い方法は 3 ページの「②感染経路を絶つことア) 手洗いの徹底・消毒」のとおり
- ⑥ レベル 3 ⇒ 無症状の感染者も他者へ感染させる恐れがあるので、授業等で児童と対面指導する場面では、飛沫飛散防止効果の高いマスクを着用する。(不織布マスク)
- ⑦ 授業や指導等で児童と接する際は、可能な限り、身体的距離 (おおむね 1~2 m) の確保に努める。また、指導において接触が避けられない場面では、授業前後の手洗い、換気を実行する。
- ⑧ 教職員の執務室の換気、座席等の距離確保、必要に応じて共用物や施設の消毒を行う。
- ⑨ 人が集まる会議等については、「密閉」「密集」「密接」及び「大声」をできる限り避け、マスクを着用の上、換気を徹底する。

(4) 校内環境の適切な管理

① 清掃

- レベル 1・2 の場合は、状況を確認した上で異年齢集団で行う。ただし状況によりレベル 2 から学年単位で行う場合がある。
- レベル 3 ⇒ 学年単位で行う。

○清掃により清潔な空間を保つために、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れる。

②消毒

○消毒を要する箇所・・・大勢がよく手を触れるドアノブ、手すり、スイッチ など
1日に1回、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。

使用する消毒剤等の例	清掃方法
消毒用エタノール	・布巾やペーパータオルに浸して拭き、乾燥させる。
レベル3⇒次亜塩素酸ナトリウム	・0.05%液を布巾やペーパータオルに浸して拭き、水拭き後乾燥させる。
次亜塩素酸水	・汚れをあらかじめ落とし、濃度80ppm以上の液で表面をヒタヒタに濡らして20秒以上置き、きれいな布で拭く。
家庭用洗剤	・住宅家具用洗剤は、製品に記載された用法通りに使用する。 ・台所洗剤は、薄めた液を布巾等に浸して絞って拭いた後、水拭き、乾拭きする。

【留意点】

- ・人がいるところで、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧しない。
- ・消毒作業中に、目・鼻・口・傷口等に触れない。
- ・換気を十分に行う。
- ・次亜塩素酸ナトリウムは児童に扱わせない。

③感染者が発生した場合の消毒

○保健所の指示に従って、当該感染者が活動した範囲の施設や物品の消毒を行う。

④換気

- ア) 基本的には、常時、窓を10cm以上開けて換気を行う。
- イ) 授業の前後は、教室の窓と廊下側の窓を開けて通し風にして空気の流れを作る。
- ウ) 授業中は、欄間を開けたり、廊下側の前後の入口の戸を開けたりして密閉を避ける。換気扇のある場所は使用する。
- エ) 冬季における換気は、換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように児童等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。
- オ) 室温が下がりすぎないように、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）で、気温変化を抑えるように工夫する。
- カ) 教室・特別教室・廊下はもちろん、体育館も使用の際は換気を行う。暖房使用時は乾燥を防ぐために加湿にも配慮する。



■消毒・清拭作業に必要な物品の例

消毒液、使い捨て手袋、タオル、雑巾、霧吹き、ペーパータオル、バケツ、ゴミ袋

■消毒・清拭する箇所の具体例

共通	ドアノブ、引き戸の引手、照明スイッチ、窓ガラスの錠、水道の蛇口、手すり、その他共用又は個人が使用する物品・器具・機械等
教室・職員室	机・椅子の天板、パソコン、プリンタ等
体育館	バスケットボール、バレーボール、縄跳び、フラフープ、一輪車、 肋木 等

※長時間にわたり人の手が触れていないことが明らかな、場所、物品等の消毒・清拭は省略することができる。

■消毒・清拭作業を行う際の注意事項

- ・作業開始前に、作業員の手指消毒をしてから取り掛かること。
- ・作業中は、窓や扉を開け換気に努めること。
- ・作業中は、目、鼻、口に触れないよう注意すること。
- ・作業終了後は、使用済みの手袋等の使い捨て物品はごみ袋にまとめて廃棄し、手指消毒、手洗いをすること。

■パーテーションを設置する場合の例

設置する場合は、基本的に、向かい合わせで着席する机等の上に設置する。必要に応じて左右の席を仕切るように配置する。

⑥給食の提供について

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を実施する。感染状況によっては以下のような点を配慮した取組を行う。

- ・適切な栄養摂取ができるよう配慮しつつ、配膳の行程の少ない品数の少ない献立（例：主菜と具沢山の汁物等）を提供する等、献立を工夫する。
- ・レベル2⇒配膳台を消毒用エタノールで拭く。量の調節は教職員が行う。歯磨きは、指定の手洗い場で行うようにする。
- ・レベル3⇒歯磨きをする場合は、指定の手洗い場とし希望者のみが行う。

(5) 連絡体制・衛生管理の徹底

- 児童の健康状況が変化した場合、保護者と連絡が取れるよう、日常から緊急連絡先を明確にした家庭との連絡体制を整備する。
- 学校医や学校薬剤師との連携の下で、学校の施設状況等に応じた必要な消毒対策を実施するなど、徹底した衛生環境の整備に努める。